



総行安第18号  
令和5年3月31日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

平成3年自治省告示第74号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)他5件の一部改正について(通知)

標記の件について、本日別添告示のとおり改正され、令和5年4月1日から施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

#### 記

- 1 令和5年総務省告示第132号  
平成3年自治省告示第74号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件
- 2 令和5年総務省告示第133号  
平成4年自治省告示第57号(地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件
- 3 令和5年総務省告示第134号  
平成4年自治省告示第58号(地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件)の一部を改正する件
- 4 令和5年総務省告示第135号  
平成4年自治省告示第59号(地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件
- 5 令和5年総務省告示第136号  
平成8年自治省告示第95号(地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件)の一部を改正する件
- 6 令和5年総務省告示第137号  
平成31年総務省告示第165号(地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件)の一部を改正する件

#### 【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係  
電話：03-5253-5560(直通)

○総務省告示第百三十二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 松本 剛明

改正後		改正前	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
[略]	[略]	[同上]	[同上]
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九九	[同上]	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九八	[同上]	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九八	[同上]	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八	[同上]	〇・九七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九八	[同上]	〇・九七
[略]	[略]	[同上]	[同上]
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇一	[同上]	一・〇〇
[略]	[略]	[同上]	[同上]
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇〇	[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

- この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

## ○総務省告示第百三十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
期間の区分	率	期間の区分	率
[略]	[略]	[同上]	[同上]
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九九	[同上]	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九八	[同上]	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九八	[同上]	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇〇	[同上]	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇一	[同上]	一・〇〇
[略]	[略]	[同上]	[同上]
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇一	[同上]	一・〇〇
[略]	[略]	[同上]	[同上]
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇〇	[同上]	[同上]

附則

2 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。  
 この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。



四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二三、四四四円	同上	七、〇九六円	二三、八九八円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円	同上	六、九九四円	二五、一八九円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円	同上	六、五七〇円	二五、三一九円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二二、二四五円	同上	五、四七三円	二二、〇三二円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円	同上	三、九四〇円	一六、一一七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、二〇七円	同上	三、九四〇円	一一、九五七円

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二项第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二项並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二项第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則第三条の三第一項及び第二项並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 松本 剛明

改正後		改正前	
別表第一	年度の区分	別表第一	年度の区分
[略]	率	[同上]	率
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九九	[同上]	〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九八	[同上]	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八	[同上]	〇・九七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九〇	[同上]	〇・九七
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九〇	[同上]	〇・九七
[略]	[略]	[同上]	[同上]
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇一	[同上]	[同上]
[略]	[略]	[同上]	[同上]
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇〇	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇〇
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇〇	[同上]	[同上]

別表第一

年度の区分	率
[略]	[略]
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇一
[略]	[略]
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇一
[略]	[略]
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇〇
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

年度の区分	率
[同上]	[同上]
[同上]	〇・九八
[同上]	〇・九七
[同上]	〇・九七
[同上]	〇・九九
[同上]	一・〇〇
[同上]	[同上]
[同上]	一・〇〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇〇

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

2 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。  
 この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。



○総務省告示第百三十六号  
 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。  
 令和五年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 松本 剛明

改正後		改正前	
<p>介護を要する状態の区分</p> <p>常時介護を要する状態</p>	<p>介護を受けた日の区分</p> <p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用と</p>	<p>介護を要する状態の区分</p> <p>〔同上〕</p>	<p>介護を受けた日の区分</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>一 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用と</p>
金 額	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万二千五百五十円を超えるときは、十七万二千五百五十円）</p>	金 額	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万六千五百五十円を超えるときは、十七万六千五百五十円）</p>

2 1

附則  
 この告示は、令和五年四月一日から施行する。  
 この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

<p>随時介護を要する状態</p>	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が三万八千九百円以下であるときに限る。)</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が八万六千二百八十円を超えるときは、八万六千二百八十円)</p> <p>月額三万八千九百円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が三万七千六百円以下であるときに限る。)</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円)</p> <p>月額三万七千六百円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第百三十七号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	三千九百四十円	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	三千九百四十円
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三千九百八十円		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。